レセ電通信調 2024003号 令 和 6 年 4 月 1 6 日

レセプト電算処理調剤システム関係メーカー等 各位

支払基金システム部国保中央会医療保険部

1点

令和6年度診療(調剤)報酬改定に伴う電子レセプト作成方法の変更点及び留意点等について

このことについては、令和6年度診療(調剤)報酬改定に関する告示・通知等が発出されたことに伴い「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様」(調剤)(以下、「記録条件仕様」という。)の変更が想定されることから、下記のとおりお知らせします。

記

1 薬剤料の減算について

(1) 告示 (調剤報酬点数表) の変更

特別調剤基本料A及び特別調剤基本料Bを算定する薬局で1処方につき7種類以上の内服薬の調剤を行った場合、所定点数の100分の90に相当する点数により算定することとなりました。

(抜粋)

第3節 薬剤料

区分

20 使用薬剤料

- 1 使用薬剤の薬価が薬剤調製料の所定単位につき15円以下の場合
- 2 使用薬剤の薬価が薬剤調製料の所定単位につき15円を超える場合の加算 10円又はその端数を増すごとに1点
- 注1 使用薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣が定める。
 - 2 区分番号 0 0 に掲げる特別調剤基本料Aを算定する薬局及び区分番号 0 0 に掲げる調剤基本料の注2に規定する別に厚生労働大臣が定める保険薬局において、1 処方につき7種類以上の内服薬(特に規定するものを除く。)の調剤を行った場合には、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。

(2) 記録条件仕様について

薬剤料について減算に係る点数を記録するため、次のとおり記録条件仕様の変更が想定されます。

<調剤情報レコード (CZ) レコードの項目追加>

調剤管理料の時間外等加算の次に以下の項目を追加する。

	減算区分	数字	2	可変	 薬剤料を減算する場合は、別表 24 減算 区分コードを記録する。 その他の場合は、記録を省略する。 	
	습計	数字	7	可変	 減算する薬剤料の点数を記録する。 減算する薬剤料の点数が0点である場合は、記録を省略する。 その他の場合は、記録を省略する。 	
薬	第一公費	数字 7		可変	第一公費に係る薬剤料の減算がある場合は、当該減算点数を記録する。減算する薬剤料の点数が0点である場合は、記録を省略する。その他の場合は、記録を省略する。	令和6年5月
薬剤料減算	第二公費	数字	7	可変	 第二公費に係る薬剤料の減算がある場合は、当該減算点数を記録する。 減算する薬剤料の点数が0点である場合は、記録を省略する。 その他の場合は、記録を省略する。 	記録を省略す
	第三公費	数字7可変2減算する薬剤料の点数が0点では、記録を省略する。3その他の場合は、記録を省略				
	第四公費	数字	7	可変	1 第四公費に係る薬剤料の減算がある場合は、当該減算点数を記録する。2 減算する薬剤料の点数が0点である場合は、記録を省略する。3 その他の場合は、記録を省略する。	

※ 1 処方内において複数調剤情報レコードを記録する場合、薬剤料減算を記録していない 調剤情報レコードと薬剤料減算を記録した調剤情報レコードとは併せて記録しない。

<別表 24 を追加>

コ	ード名	コード	内容					
減算	区分コード	0 1	薬剤料逓減(90/100)(内服薬)					

(3) 薬剤料減算に係る記録例

ア 内服薬が7種類以上の場合

(ア) レセプト表示例

	<u></u>	1		処 方		1	≕田女il±i	融点数 点		1	ı
No.	医師番号	処方 月日	調剤月日	負担 医薬品名・規格・用量・剤形・用法	単位薬剤料点	調剤数量	京月月1年 東斉調製料 調剤管理料	融点数 点 原本 一葉剤料	加算料	公費分割数0	公費分益数2) 点
1	1	6. 10	6. 10	【内服】 1日2回朝夕食後 ⑪A薬 2錠 ⑫B薬 1錠 ⑬C薬 1錠	4	7	24 4	28			
2	1	6. 20	6. 20	【内服】 1日2回朝夕食後 ⑪A薬 2錠 ⑫B薬 1錠 ⑬C薬 1錠 薬剤料逓減(90/100)(内服薬)	4	7	24 4	28 △ 3			
3	1	6. 20	6. 20	【内服】 1日1回夕食後 ⑪D薬 2錠 ⑫E薬 1錠 ⑱F薬 1錠 ⑭G薬 1錠 薬剤料逓減(90/100)(内服薬)	30	14	24 28	420 △42			
温	算対象	象となる	5.内服薬	ž.	 服用時点が同-	であ <i>!</i>	 るが、6	/20の処 [.]		薬剤料減	算に該
					当することから						
	(1)	レコ	1 — ドク	り記録例	※薬剤料減算は	工該当 🕆	する場合	合に限る。	o		
	(1)										
		SH, 0	1, 1, 018	8, , 4, , , ,							
				0610, 20240610, 1, 7, 1, 1, 01, 42000	1810, 24, , , 28, , ,	,,,,,	,,,,,	, , , , , , , ,	,,,,,,	,,,,,	
		,,,	, , , , , , ,	, 1, 1, 01, 440011510, 4, , , , , , ,							
			(~ 1	中略 ~)							
		SH, (02, 1, 01	18, , 4, , , ,							
				0620, 20240620, 2, 7, 1, 1, 02, 42000		,,,,,	,,,,,	, , , , , , , ,	,,,,,	,,,,,	
				, 1, 1, 02, 440011510, 4, , , , 01 , 3 , ,	,, 減算する	。 点数	(28 (薬	逐剤料) -	—25 (¥	薬剤料の:	100分
				XXXXX, 2, , , , , ,	の90に村						
				XXXXX, 1, , , , , , , , , , , , , , , ,				 1			
				2,,30,,,,	減算区分「01」	を記録	录 				
				0620, 20240620, 2, 14, 1, 1, 03, 42000	01810, 24, , , 420,	,,,,,	,,,,,	, , , , , , , ,	,,,,,,	,,,,,	
				, , , 1, 1, 03, 440011610, 28, , , , <mark>01</mark> ,							
		IY, I	l, 6XXXX	XXXXX, 2, , , , ,							7
		IY, I	l, 6XXXX	XXXXX, 1, , , , , ,	減算する点数	文(420)(薬剤	料) —3	78(薬	削料の10	
		IY, I	l, 6XXXX	XXXXX, 1, , , , , , ,	0分の90に相	当する	点数))			
				XXXXX, 1, , , , , ,			_				
		•••			減算区分「0] 	l」をi	记録				

イ 減算する薬剤料の点数が0点の場合

(ア) レセプト表示例

	医			処 方			調剤報	酬点数 点			
No.	師 番 号	処方 月日	調剤 月日	負担 医薬品名・規格・用量・剤形・用法	単位薬剤料点	調剤 数量	薬剤期製料 調剤管理料	薬剤料	加算料	点	公費分益数2 点
1	1	6. 10	6. 10	【内服】 1日1回夕食後 ⑩A薬 1錠 薬剤料逓減(90/100)(内服薬)	1	4	24 4	4			
2	1	6. 10	6. 10	【内服】 1日1回朝食後 ⑩B薬 1錠 ⑫C薬 1錠 ⑱D薬 1錠 骤剤料逓減(90/100)(内服薬)	5	4	24	/ 20 △2			
3	1	6. 10	6. 10	【内服】 1日2回朝夕食後 ⑪E薬 1錠 ⑫F薬 1錠 ⑱G薬 1錠 薬剤料逓減(90/100)(内服薬)	7	4/	24 4	28 △ 3			

薬剤料減算の対象であることから減算区分「01」(薬剤料逓減(90/100) (内服薬))は記録するが、減算する点数が0点となるため、減算す る薬剤料の点数は記録しない。

(イ)	レコードの記録例(正しい記録例)
(1)	
	SH, 01, 1, 012, , 1, , , ,
	CZ, 1, 20240610, 20240610, 1, 4, 1, 1, 01, 420001810, 24, , , 4, , , , , , , , , , , , , , ,
	,,,,,,,,1,1,01,440011510,4,,,,01,,,,
	IY, 1, 6XXXXXXXX, 1, , , , , , , , , , , , , , ,
	SH, 02, 1, 006, 5, , , ,
	CZ, 1, 20240610, 202406210, 1, 4, 1, 1, 02, 420001810, 24, , , 20, , , , , , , , , , , , , , , ,
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
	IY, 1, 6XXXXXXXX, 1, , , , , ,
	IY, 1, 6XXXXXXXX, 1, , , , , ,
	IY, 1, 6XXXXXXXX, 1, , , , , ,
	SH, 03, 1, 018, , 7, , , ,
	CZ, 1, 20240610, 20240610, 1, 4, 1, 1, 03, 420001810, 24, , , 28, , , , , , , , , , , , , , , ,
	,,,,,,,,,1,1,03,440011510,4,,,,01,3,,,,
	IY, 1, 6XXXXXXXX, 1, , , , , ,
	IY, 1, 6XXXXXXXX, 1, , , , , ,
	IY, 1, 6XXXXXXXX, 1, , , , , ,

(ウ) 誤った記録例

[..... SH, 01, 1, 012, 1, 1, , , 薬剤料減算に係る点数が0点の場合、「0」を IY, 1, 6XXXXXXXX, 1, , , , , 記録しない。 SH, 02, 1, 006, , 5, , , , IY, 1, 6XXXXXXXX, 1, , , , , IY, 1, 6XXXXXXXX, 1, , , , , IY, 1, 6XXXXXXXX, 1, , , , , SH, 03, 1, 018, , 7, , , IY, 1, 6XXXXXXXX, 1, , , , , IY, 1, 6XXXXXXXX, 1, , , , , IY, 1, 6XXXXXXXX, 1, , , , ,

2 服薬情報等提供料3に係る取り扱い

(1) 記載要領の変更

令和6年6月調剤分以降、服薬情報等提供料3は外来服薬支援料1等と同様に処方箋に基づく調剤分に係るレセプトとは別にレセプトを作成することとなりました。

(抜粋) 「診療報酬請求書等の記載要領等について」別紙1 IV 調剤報酬請求書及び調剤報酬明 細書に関する事項 第2の1の(3)

同一患者につき、同一医療機関の保険医が交付した処方箋に係る調剤分については、一括して1枚の明細書に記載すること。ただし、歯科と歯科以外の診療科の処方箋については、それぞれ別の明細書に記載すること。また、外来服薬支援料1、服薬情報等提供料3及び退院時共同指導料に係る明細書については、処方箋に基づく調剤分に係る明細書とは別とし、それぞれ単独の明細書とすること。

(2) 記録条件仕様の変更

前(1)の変更に伴い、次のとおり記録条件仕様の変更が想定されます。

項目	表大 が 小	項目	記録内容	備考
内 口	バルバル	形式	此	加州

\sim (略) \sim

		都道府県	数字	2	可変	1 医療機関が所在する別表2 都道府県コードを処方箋に基づいて記録する。 2 外来服薬支援料1、服薬情報等提供料 3及び退院時共同指導料に係るレセプトの場合は、記録を省略する。 1 医療機関が使用する別表3 点数表コー					
医	コード	点数表	数字	1	可変	ドを処方箋に基づいて記録する。 2 外来服薬支援料1、 <mark>服薬情報等提供料</mark> 3及び退院時共同指導料に係るレセプト の場合は、記録を省略する。	服薬情報等提				
医療機関名称・所在地		医療機関	数字	7	可変	 医療機関コードを処方箋に基づいて記録する。 外来服薬支援料1、服薬情報等提供料3及び退院時共同指導料に係るレセプトの場合は、記録を省略する。 	供料3に係る というに係る というにのの は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、				
	名称	7	漢字	4 0	可変	 医療機関の名称を処方箋に基づいて記録する。 外来服薬支援料1、服薬情報等提供料3及び退院時共同指導料に係るレセプトの場合は、記録を省略する。 	る。				
	所在	地	漢字	8 0	可変	 医療機関の所在地を処方箋に基づいて 記録する。 外来服薬支援料1、服薬情報等提供料 3及び退院時共同指導料に係るレセプト の場合は、記録を省略する。 					
保険	T	①	英数 又は 漢字	4 0	可変	 処方箋を発行した保険医である医師又は歯科医師の姓名を記録する。ただし、最大20名までの記録とする。 外来服薬支援料1、服薬情報等提供料3及び退院時共同指導料に係るレセプトの場合は、記録を省略する。 	1 モードご との文字数の 上限は、次の とおりとする。英数:40 漢字:20				
保険医氏名	氏名	2~19				り の	2 服薬情報				
氏 名		20	英数 又は 漢字	4 0	可変	記録する。 4 英数モードと漢字モードの文字を混在して記録しない。 5 保険医が20名に満たない場合は、必要な人数分記録し、残りは省略する。	等提供料3に 係るレセプト の場合につい ては、令和6 年6月調剤分 以降記録を省 略する。				

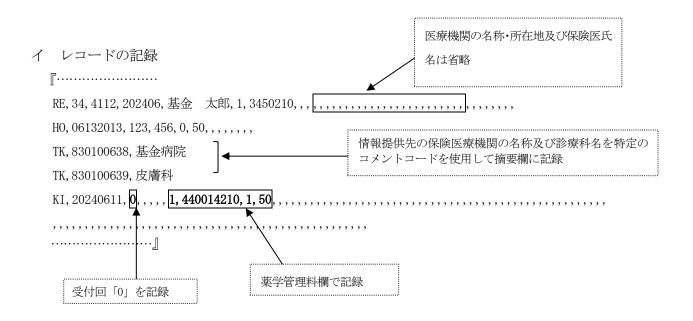
~ (略) ~

(3) 服薬情報等提供料3に係る記録例

ア 出力紙レセプト

医療機関					(保険医氏名) 4 E				6 7				 	受付	保	0 E
.関					医 3 氏 4				8 9					囯	1	口
県番		点数		医 コ	8 5				10				<u> </u>	数	2	口
	医	•			処	方				調剤	報酬点数	点				
No.	師番号	処方 月日	調剤月日	負	担 医薬品名・規格・用量	量・剤形・用法	単位薬剤	納料点	調剤 数量	薬剤調製調剤管理		集剤料	加算料		点数① 点	公費分点数 ② 点
												\				
摘要					機関名(服薬情報)(服薬情報等提供)		金病院				*		を費 旦点数① 旦点数②			点点
	請	求		×	※ 決 定	一部負担金	頂	基	本料	時間外			薬学管	理	料	
保											服C	1	\			
険													1			
			50点		50点	Ţ	円		0点	0点						50点
1			点		点	Ţ	円		点	点						点
2			点		点	i	円		点	点						点

医療機関の名称・所在地及び保険医氏名については記録を省略することから、レセプトに表示されない。



3 その他記録条件仕様の変更について

令和6年度調剤報酬改定等における注加算の新設及び廃止に伴い、次のとおり記録条件仕様の変更が想定されます。

<調剤情報レコード (CZ) レコードの変更>

項 目 長十 最大 項目 パイ 形式	記 録 内 容	備考
--------------------	---------	----

\sim (略) \sim

			負担区分	英数	1	可変	1 当該加算料の負担区分、別に定める調
			コード	数字	_		利行為コード及び点数を、対で記録する。
		(1)	ユート	剱子	9	可変	
			点数	数字	4	可変	ただし、調剤基本料に対応する加算、夜間
加算料	負担区分・コード・点数	2)				・休日等加算、在宅患者調剤加算、医療情報取得加算1及び2、重複投薬・相互作用等防止加算、調剤管理加算、電子的保健医療情報活用加算及び調剤管理料の時間外等加算については記録しない。 2 医師の指示による分割調剤を行った場合は、分割対象となる総調剤数量又は支給日数に対応した点数を記録する。 3 加算料を包括する薬学管理料等を算定する場合で、点数が"0"となる場合についても、当該加算料の負担区分、コード及びままた("0" な記憶はて、)ないますで記憶し
			負担区分	英数	1	可変	び点数 ("0" を記録する。) を、対で記録 する。
		10	コード	数字	9	可変	/ つ。 4 加算料が10種類に満たない場合は、
			点数	数字	4	可変	残りは省略する。

~ (略) ~

<基本料・薬学管理料 (KI) レコードの変更>

	項		目	モート゛	最大 バ 仆	項目 形式	記録内容	備	考
\sim	(略)	\sim							
			負担区分	英数	1	可変	1 調剤基本料に対応する加算及び、夜間		
	負担区分		コード	数字	9	可変	・休日等加算 <mark>及び在宅患者調剤加算</mark> を算		
		1	回数	数字	3	可変	定する場合は、当該調剤基本料加算の負		
調			点数	数字	4	可変	担区分、別に定める調剤行為コード、回数及び点数を、対で記録する。	在宅患者	皆調剤
調剤基本料加算	・コード・回数・点数	2	~9				2 調剤基本料に対応する加算を包括する 薬学管理料等を算定する場合で、点数が "0"となる場合についても、当該加算の 負担区分、コード、回数及び点数("0" を記録する。)を、対で記録する。 3 別に定める調剤行為マスターの項番1 0「新又は現点数点数識別」が「6:%減	加算にては令和の月間利以の場合にある。	6年5 以前分
		10	負担区分	英数	1	可変	算」である場合は、記録する調剤基本料		

項		目	モート゛	最大 バ 仆	項目 形式	記 録 内 容	備	考
		コード	数字	9	可変	加算の最後に記録する。 4 調剤基本料加算が10種類に満たない 場合は、残りは省略する。		
		回数	数字	3	可変			
		点数	数字	4	可変			

~ (略) ~